

奄美市公共工事にかかる事故報告要領

本要領は、本市が発注する工事、委託業務（公共工事にかかる地質調査、測量業務、設計業務、維持管理業務等）及び修理（以下「公共工事」という）における事故発生時の報告に関する要領であり、事故に関する報告について、市及び工事受注者等双方で迅速・適切な対応を図ることを目的とするものである。

1. 工事受注者等の事故への対応

工事受注者等は、工事現場等で事故が発生した場合、人命救助及び二次災害の防止を第一として、「工事等事故対応フロー」を参考に現場において必要な措置を講じるとともに、本要領に定める報告を工事監理・委託業務監理・修理発注担当課（以下、工事監理担当課）に行うこと。

2. 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「報告」とは、電話等による通報、「事故報告書（第〇報）」（様式1）による速報、経過報告や「事故報告書（最終）」（様式1）による最終的な速報をいう。
- (2) 「休業日数」とは、負傷・疾病による療養のため、働くことができなかった日数をいう。
- (3) 「工事受注者等」とは、公共工事の契約の相手方をいう。

3. 報告を要する事故の範囲

この要領において、報告の対象とする事故は、公共工事において発生した表一1 のいずれかに該当する事故とする。

4. 事故発生の報告

(1) 第1段階 通報

- ① 工事受注者等は、事故等が発生した場合、人命救助、二次災害の防止、事故現場の現状保存、関係機関への通報等必要な措置を行ったうえで、直ちに工事監理担当課に通報する。
- ② 工事監理担当課は、前号による通報を受け、直ちに所管部長に通報する。
死亡等の重大な事故（表一3に規定するレベルⅢ）の場合、契約・検査指導課は、総務部の関連する課へ報告し、工事監理担当課ほか関係各課は事故概要をまとめ速報をもとに、市長及び副市長に報告する。

(2) 第2段階 速報

- ① 工事受注者等は、(1) ①の通報後速やかに、工事監理担当課に「事故報告書（第1回）」（様式1）（必要に応じ複数回）による速報を行う。
- ② 工事監理担当課は、前号の速報を受け速やかに所管部長へ報告後、契約・検査指導課に写しを送付し情報共有を行う。

- ③ 工事受注者等は、所管する労働基準監督署から改善指導があった後（なかった場合も含む）、事故後の措置及び再発防止策の検討後、速やかに工事監理担当課に「事故報告書（最終）」（様式1）により最終的な報告を行う。

（3）第3段階 速報

- ① 工事監理担当課は、「事故報告書（最終）」（様式1）に記載された内容について事実関係を確認のうえ、「報告書（工事監理担当課の見解）」（様式2）を作成し、契約・検査指導課に送付する。「事故報告書（最終）」（様式1）の写しを添付する。

（4）指名停止等の検討及び事故再発防止の改善指導

- ① 契約・検査指導課は「報告書（工事監理担当課の見解）」（様式2）の受け、「奄美市指名停止等の措置要綱」（令和4年2月1日告示第29号改正）及び「奄美市指名停止等の措置要綱に係る運用基準」（令和4年10月1日施行）に基づき指名推薦委員会において、指名停止等の措置を講ずる。
- ② 監督担当課長は、工事受注者に口頭、文書等で事故再発防止の改善指導を行い、契約・検査指導課に報告する。

（6）その他

事故発生が夜間、休日の場合や市民からの通報等にも迅速に対応できるよう、各部署における緊急時の連絡体制の整備を行うとともに、関係部署間の連携についても日頃から配慮すること。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

表—1 報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
(1) 労働災害（工事作業に起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業に起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。また、資機材・工場製品輸送作業（以下「輸送作業」という。）に起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>※工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。</p> <p>※隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
(2) もらい事故（第三者の行為に起因して、工事関係者が負傷した事故）	<p>工事区域において、工事関係者以外の第三者の行為に起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p>
(3) 死傷公衆災害（工事作業に起因して、工事関係者以外の第三者が死傷した事故）	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して工事関係者以外の第三者が死傷した事故。</p>
(4) 公衆損害災害（工事作業に起因して、工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故。</p>
(5) その他 (労働安全衛生規則第96条関係で報告が定められている事故等)	<p>事業場又はその附属建設物内において、火災又は爆発の事故、その他クレーン、ゴンドラ、ボイラー等に関する事故や不発弾が発見された場合など。</p>

表—2 事故の分類と報告様式

○：報告を要する、×：報告(登録)不要

事故の分類	レベル	区分	通報 (電話等)	速報 事故報告書 (第 回・最終) 様式 1	労働基準 監督署 への報告※3	備考
労働災害	I	休業日数4 日未満	○	○	○	
	II,III	休業日数4 日以上				
もらい事故	I	休業日数4 日未満	○	○	×	
	II,III	休業日数4 日以上			○	
死傷公衆災害	I	休業日数4 日未満	○	○	○	
	II,III	休業日数4 日以上				
公衆損害災害	I	軽微なもの ※注 1	○	○	○	
	II,III	その他				
その他 ※注 2	I～III	第 9 6 条関係など	○	○	○	

※休業日数や事故の影響など速報第 1 回の時点で未確定の場合、経過報告等の情報を受け、契約・検査指導課と工事監理担当課の協議により、レベルや報告方法等を決定する。

※注 1. 「公衆損害災害」で報告を要する軽微なものとは、第三者の資産に損害を与えた事故により、第三者の死傷に繋がる可能性がないもの。

ただし、第三者の死傷に繋がる可能性はないものの、水道管の破損や架空線の接触による切断などにより第三者（二次被災者）への被害や周囲への影響が大きい場合はその他に区分する。

(例) 水道管（給水管）などの破損で周囲への影響（断水等）が小さい場合（範囲が 1 件）は軽微なもの。それを超えるもの（配水管の破損など）については、その他に区分する。

※注 2. 「その他」で報告を要するものは、労働安全衛生規則第 9 6 条関係で労働基準監督署への届出（報告）が必要なものや、不発弾の発見等報道による注意を促す必要があるものなど。

(例) クレーンのワイヤロープ切断に伴う事故など、労働基準監督署への届出（報告）を行う必要があるもの。

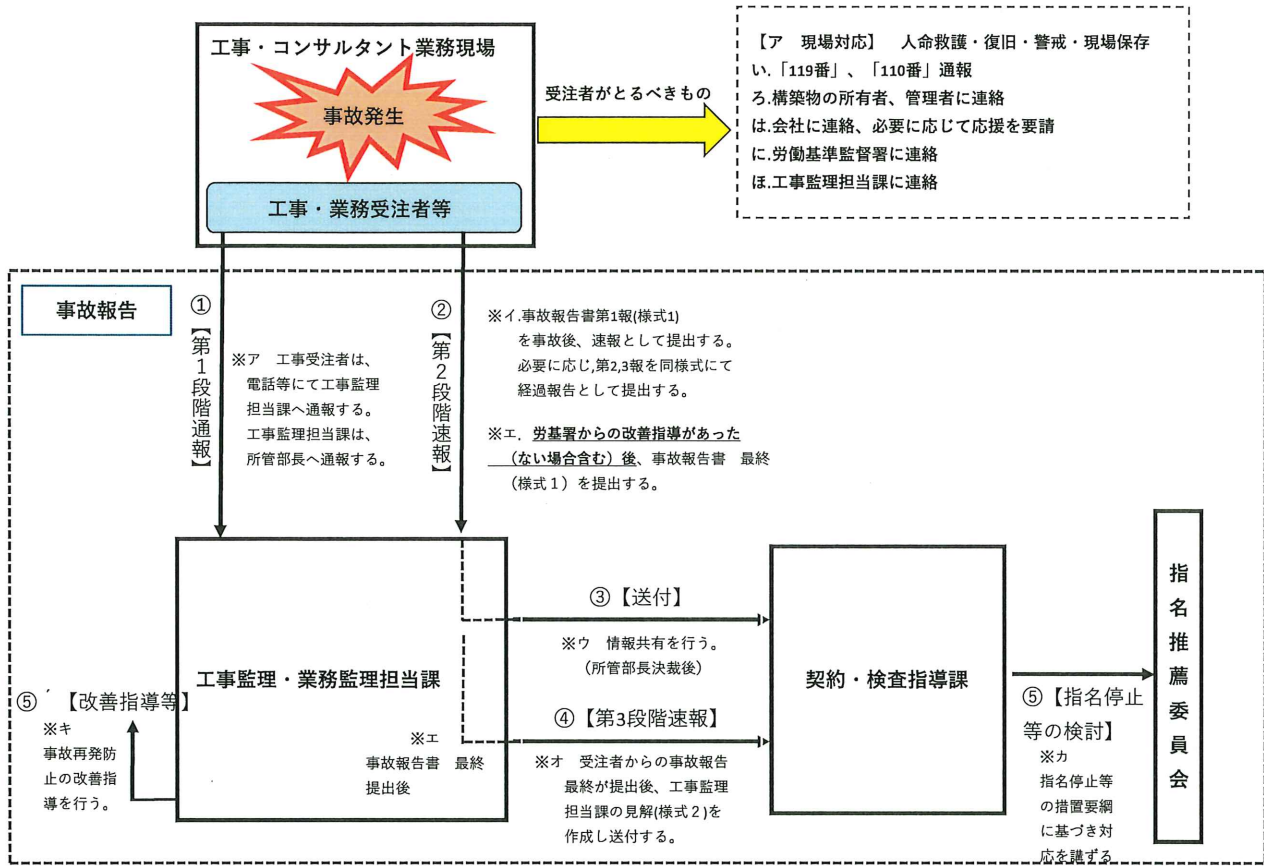
※注 3. 労働基準監督署へ連絡の際、報告の有無を確認し工事監理担当課へその旨伝えること。

表－3 レベル区分

レベル	区 分	内 容
I	軽微な事故	休業4日未満の人身災害（ただし、死傷公衆災害を除く）、並びに物損災害のうち第三者（二次被災者）の死傷に繋がる可能性が少ない、若しくは被害・影響が小さい場合など
II	重度の事故	休業4日以上の人身災害（ただし、死傷公衆災害は死亡以外全て）、並びに物損災害のうち第三者（二次被災者）の死傷に繋がる可能性が高い、若しくは被害・影響が大きい場合など
III	死亡等 重大な事故	人身災害のうち被災者が死亡した場合、クレーンの転倒などの大規模な事故など
IV	—	レベルIIIのうち、事故原因究明や事故防止対策の検討に高度な判断を要するものとして、別途の対応が必要となる場合など

レベル1 軽微な事故の場合

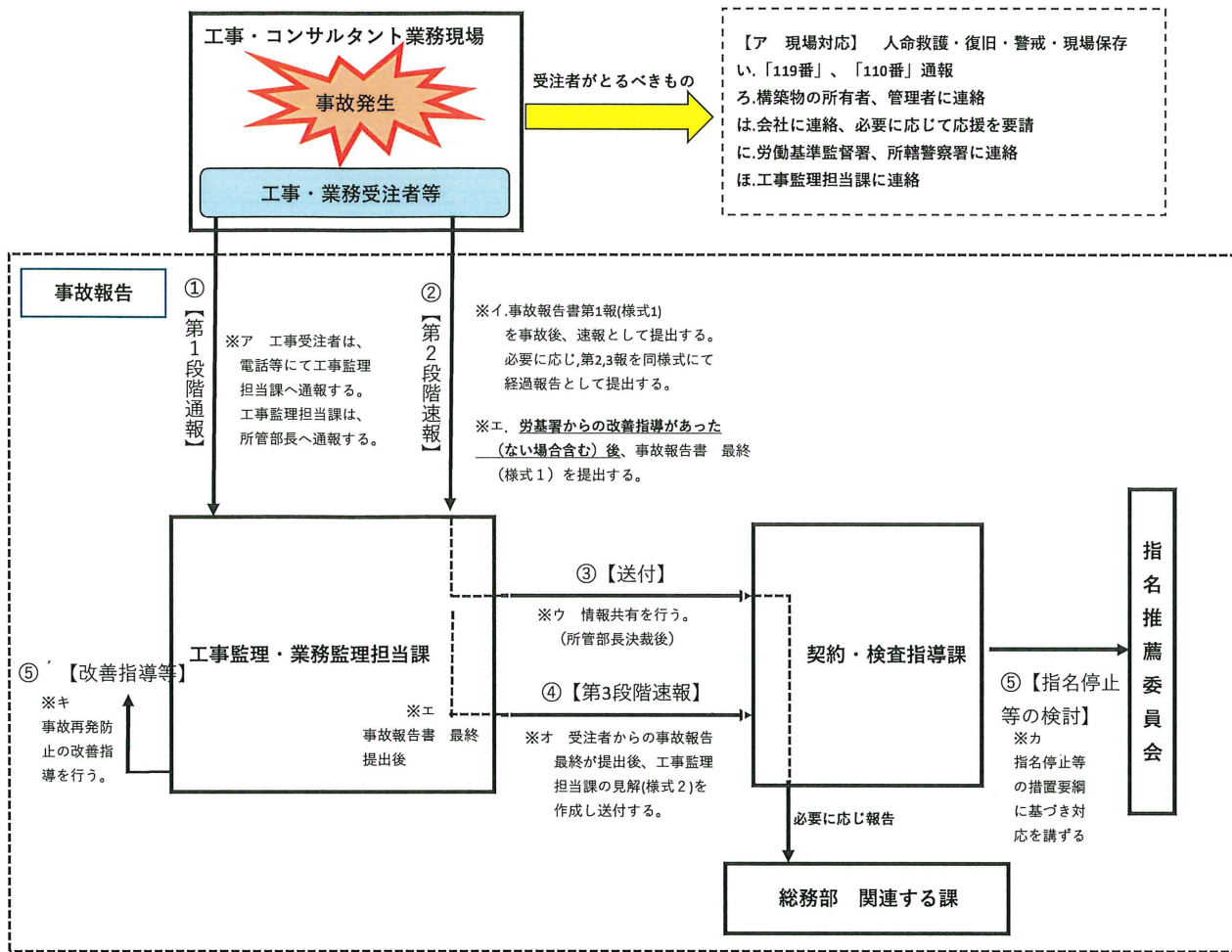
工事等事故対応フロー



誰が	いつ	どうする
①第1段階通報 現場対応・直ちに連絡		
工事受注者	ア	発生後直ちに い、事故現場で、「人命救助」「復旧」「警戒」等を指示。 (人命救助、二次災害の防止を第一に)「119番」,「110番」通報及び事故現場の現状保存(立入禁止措置等)を指示。
		「人命救助」「復旧」「警戒」対応後 ろ、は、に、 事故及び災害の発生状況、事故の程度を把握するため現地確認、関係者からの事情聴取を行い、構造物の所有者・管理者、自社、労働基準監督署及び関連する関係先へ連絡し対応する。
		現場対応後すみやかに ほ、 <u>工事監理担当課に通報(第1段階通報)</u> する。
②第2段階速報, ③送付		
工事受注者等	イ	アが終わり次第速やかに 工事監理担当課に「事故報告書(第1報)」(様式1)により <u>文書で報告</u> する(必要に応じて第2、3報を行う)。
工事監理担当課	ウ	イを受け速やかに 契約・検査指導課に「事故報告書(第1報)」の写しを提出し情報共有を行う。
④第3段階速報 最終報告及び工事監理担当課の見解		
工事受注者等	エ	<u>労働基準監督署から改善指導があった(ない場合含む)後、すぐに</u> 工事監理担当課に「事故報告書(最終)」(様式1)により <u>文書で最終報告</u> する。
工事監理担当課	オ	エを受け速やかに 契約・検査指導課に <u>報告書(様式2)を提出</u> 。(工事監理担当課の見解を報告) 「事故報告書(最終)」の写しを添付
⑤ 指名停止等の検討 ⑤ 改善指導等		
契約検査指導課	カ	オの後、速やかに 指名推薦委員会にて、指名停止等措置要綱に基づき対応を講ずる。
工事監理担当課	キ	カ(場合によってはエの報告の後)の後、速やかに 工事受注者に口頭、文書等で事故再発防止の指導を行う。

レベル2 重度の事故の場合

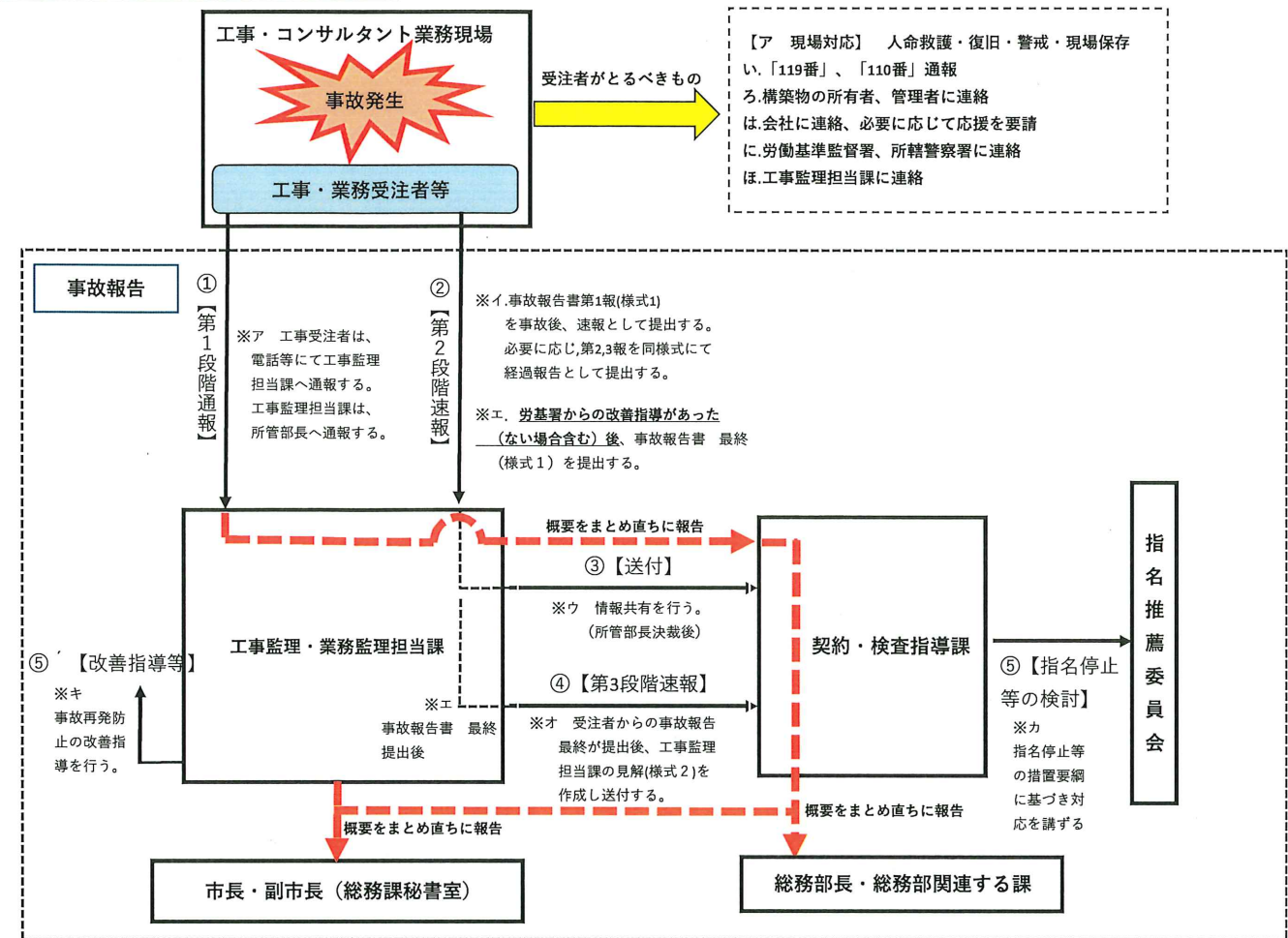
工事等事故対応フロー



誰が	いつ	どうする
①第1段階通報 現場対応・直ちに連絡		
工事受注者	発生後直ちに	い、事故現場で、「人命救助」「復旧」「警戒」等を指示。 (人命救助、二次災害の防止を第一に)「119番」、「110番」通報及び事故現場の現状保存(立入禁止措置等)を指示。
	「人命救助」「復旧」「警戒」対応後すばやく	ろ、は、に、 事故及び災害の発生状況、事故の程度を把握するため現地確認、関係者からの事情聴取を行い、構築物の所有者・管理者、自社、労働基準監督署及び関連する関係先へ連絡し対応する。
	現場対応後すみやかに	ほ、 <u>工事監理担当課に通報(第1段階通報)</u> する。
②第2段階速報, ③送付		
工事受注者等	イ アが終わり次第速やかに	工事監理担当課に「事故報告書(第1報)」(様式1)により 文書で報告 する(必要に応じて第2、3報を行う)
工事監理担当課	ウ イを受け速やかに	契約・検査指導課に「事故報告書(第1報)」の写しを提出し情報共有を行う。 契約・検査指導課は、必要に応じ総務部の関連する課へ報告する。
④第3段階速報 最終報告及び工事監理担当課の見解		
工事受注者等	エ <u>労働基準監督署から改善指導があった(ない場合含む)</u> 後、すぐに	工事監理担当課に「事故報告書(最終)」(様式1)により 文書で最終報告 する。
工事監理担当課	オ エを受け速やかに	契約・検査指導課に 報告書(様式2)を提出 。(工事監理担当課の見解を報告) 「事故報告書(最終)」の写しを添付
⑤ 指名停止等の検討 ⑤ 改善指導等		
契約検査指導課	カ オの後、速やかに	指名推薦委員会にて、指名停止等措置要綱に基づき対応を講ずる。
工事監理担当課	キ カ(場合によってはエの報告の後)の後、速やかに	工事受注者に口頭、文書等で事故再発防止の指導を行う。

レベル3 死亡等重大な事故の場合

工事等事故対応フロー



誰が	いつ	どうする
①第1段階通報 現場対応・直ちに連絡		
工事受注者	ア	発生後直ちに 「人命救助」「復旧」「警戒」対応後すばやく 現場対応後すみやかに
	ア	い、事故現場で、「人命救助」「復旧」「警戒」等を指示。 (人命救助、二次災害の防止を第一に)「119番」、「110番」通報及び事故現場の現状保存(立入禁止措置等)を指示。 ろ、は、に、 事故及び災害の発生状況、事故の程度を把握するため現地確認、関係者からの事情聴取を行い、構築物の所有者・管理者、自社、労働基準監督署及び関連する関係先へ連絡し対応する。 ほ、 <u>工事監理担当課に通報(第1段階通報)</u> する。
工事監理担当課 ほか関係各課	第1段階通報を受け直ちに	事故概要をまとめ、関連する課、部、副市長、市長へ直ちに報告する。
②第2段階速報, ③送付		
工事受注者等	イ	アが終わり次第速やかに
工事監理担当課	ウ	イを受け速やかに
工事受注者等	イ	工事監理担当課に「事故報告書(第1報)」(様式1)により 文書で報告 する(必要に応じて第2、3報を行う)
工事監理担当課	ウ	契約・検査指導課に「事故報告書(第1報)」の写しを提出し情報共有を行う。
④第3段階速報 最終報告		
工事受注者等	エ	労働基準監督署から改善指導があった(ない場合含む)後、すぐに
工事監理担当課	オ	エを受け速やかに
工事受注者等	エ	工事監理担当課に「事故報告書(最終)」(様式1)により 文書で最終報告 する。
工事監理担当課	オ	契約・検査指導課に 報告書(様式2) を提出。(工事監理担当課の見解を報告)「事故報告書(最終)」の写しを添付
⑤ 指名停止等の検討		
契約検査指導課	カ	オの後、速やかに
工事監理担当課	キ	カ(場合によってはエの報告の後)の後、速やかに
契約検査指導課	カ	指名推薦委員会にて、指名停止等措置要綱に基づき対応を講ずる。
工事監理担当課	キ	工事受注者に文書で事故再発防止の指導を行う。